

東広島市監査公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、東広島市長から平成30年度定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年6月5日

東広島市監査委員 水 戸 晃
同 重 河 格
同 加 藤 祥 一

定期監査の監査結果に基づく措置について

1 監査の対象

対象部局等	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
産業部 農林水産課	平成31年3月27日 (東広監委第38号)	平成31年4月22日 (東広農水第74号)
消防局 消防総務課	平成31年3月27日 (東広監委第38号)	平成31年4月16日 (東広消第2号)

2 監査の実施期間

平成30年10月16日から平成31年3月22日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

(1) 産業部 農林水産課

監査の結果（指摘要望事項）	措置の内容
1 契約事務 (1) 道の駅湖畔の里福富に係る指定管理業務において、協定に定める業務報告	道の駅湖畔の里福富における業務報告書については、平成30年12月21日に指定管理者

<p>書が提出されておらず、月ごとの利用状況報告では修繕等の実施結果状況や管理経費の収支状況に係る報告がされていなかった。</p> <p>公の施設の管理の適正を期するためにも、指定管理者に対し適切な指示・指導を行われたい。</p> <p>(2) 直売所等に係る指定管理業務において、協定に定める事業報告書や利用者アンケートに係る調査報告書、業務報告書が提出されていなかった。また、月ごとの利用状況報告で修繕等の実施結果状況や管理経費の収支状況に係る報告がされていないものがあった。</p> <p>公の施設の管理の適正を期するためにも、指定管理者に対し適切な指示・指導を行われたい。</p>	<p>との連絡調整会議を開催し、適正な様式を用い、協定に定める状況報告を全て添えて提出するよう指示・指導を行った。また、報告書の受理時に様式と全ての状況報告が揃っていることを複数名で確認するよう改め、再発防止策を講じた。</p> <p>直売所等における事業報告書等については、平成30年12月に各指定管理者に対して、基本協定に基づき必要書類を提出するよう指導を行った。また、係員内で事務執行状況を適宜確認するよう改め、再発防止策を講じた。</p>
--	---

(2) 消防局 消防総務課

監査の結果(指摘要望事項)	措置の内容
<p>1 徴収事務</p> <p>消防敷地等使用料において、調定事務が遅れ、過年度収入となっているものがあった。</p> <p>会計規則等に基づき適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>調定事務については、担当者及び補助者で調定事務を要するものの確認、事務処理の進捗状況確認を行い、再発を防止している。</p>